

労審発第 1597 号  
令和 6 年 6 月 4 日

厚生労働大臣  
武見 敬三 殿

労働政策審議会  
会長 清家 篤



令和 6 年 6 月 4 日付け厚生労働省発雇均 0604 第 1 号をもって労働政策審議会に諮問のあった「家内労働法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱（家内労働法施行規則の一部改正関係）」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

令和6年6月4日

労働政策審議会  
会長 清家 篤 殿

労働政策審議会 雇用環境・均等分科会  
分科会長 奥宮 京子

「家内労働法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱  
(家内労働法施行規則の一部改正関係)」について

令和6年6月4日付け厚生労働省発雇均 0604 第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

令和6年6月4日

労働政策審議会 雇用環境・均等分科会  
分科会長 奥宮 京子 殿

労働政策審議会 雇用環境・均等分科会  
家内労働部会  
部会長 山本 眞弓

「家内労働法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱  
(家内労働法施行規則の一部改正関係)」について

令和6年6月4日付け厚生労働省発雇均 0604 第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。